

「東日本大震災復興緊急保証制度」の新設と区の支援制度について

1) 東日本大震災復興緊急保証制度の概要（略称：「震災緊急」）

政府は東日本大震災により直接的・間接的に被害を受けている中小企業者を対象に既存の保証制度とは別枠の制度を創設。事業再建と併せ、経営の安定に必要な資金の借入を支援するもの。

【対象者と利用要件】

事業所所在地	対象者	必要書類と認定要件
特定被災区域内 事業所 有り	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 (原発事故の警戒区域等内の中小企業者含む)	<罹災証明書等> (区市町村長の認定は不要)
	②震災の影響により売上が減少している中小企業者	<区市町村長の認定書> 震災後の直近3ヶ月の売上高 が前年同期比▲10%以上減
特定被災区域内 事業所 無し	③特定被災区域内の事業者との取引停止・縮小などで売上が減少している中小企業者	<区市町村長の認定書> 震災後の直近3ヶ月の売上高 が前年同期比▲15%以上減
	④風評被害による契約の解除などの影響で急激に売上が減少している中小企業者	<区市町村長の認定書> 震災後の直近3ヶ月の売上高 が前年同期比▲15%以上減

【保証限度額】 無担保8000万円 最大2億8000万円
(一般保証、セーフティネット保証及び災害関係保証と別枠)

【保証融資期間】 10年以内(据置2年以内)

【対象資金】 事業再建又は経営の安定に必要な事業資金

【保証取扱期間】 平成23年5月23日より平成24年3月31日の貸付実行分まで

2) 都制度融資「災害緊急」利用者への区の利子補給制度の新設

「震災緊急」に対応した東京都制度融資「災害緊急」を利用した区内事業者に対して、利子補給を行います。(従来の「経営緊急」、「経営セーフ」に対する利子補給に準じた内容)

【利子補給内容】 ① 借受け後1年間、利子の全額を補助
② 借受け2年目以降、年利1.5%を超える利子を最終償還日まで補助
※利子補給対象は残高8000万円を上限とします。
※信用保証料については、都の補助で2分の1に減免されます。

【問合せ先】 中小企業相談室(区役所東棟1階) 電話 03-5662-0538